

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第1委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成25年2月20日(水曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 47 分
出席委員	眞継 酒井 苗村 山本 竹田 中澤 吉田 立花 明田		
理事者 出席者	武田健康福祉部長、小川こども福祉課長、河原こども福祉課副課長、大西こども福祉課保育係長		
事務局	今西局長、八木		
傍聴者	市民 - 名	報道関係者 - 名	議員 - 名( )

## 会 議 の 概 要

### 1 開議

### 2 事件

行政報告（亀岡市公立保育所再編整備計画（案）について）

#### <こども福祉課長>

説明

～ 10 : 20

#### [ 質疑 ]

##### <立花委員>

検討会議の報告書を読み、また関連する一般質問を行っている。一般質問の答弁と今の説明との食い違いを実感している。

本計画に関し保護者への説明は、また説明の予定は。集約した保護者意見の計画への反映は。

直接担当する保育士等関係者の意見は計画に反映しているのか。

年次計画は。

##### <こども福祉課長>

検討会議において保護者アンケートを実施し意見を聴取している。本計画案自体はまだ説明していない。保護者からは現状を肯定する意見が多かった。小規模のよさを訴えた意見もあった。

本計画案について保育所長から意見を聴取した。反対の意見はなかった。

市全体の財政状況、地元の理解等を考慮する年次計画を示す段階ではないと考える。事務的には検討している。

##### <立花委員>

統廃合される施設は老朽化しているが対策されないのではないかと。耐震性の課題や、特に別院保育所の立地条件を考えると再編計画に関わらず対策が必要である。

保育所長は管理者側である。保育士全ての意見を聞くのが普通である。

計画案を示す前、パブリックコメントを行う前に保護者に説明すべきである。

12月定例会での一般質問で、待機児童の問題について「30分以内で送迎が可能な地域は適正な通園地域である」との市長答弁があった。唖然とした。初めて

聞いたことであった。そのような国の基準はいつ、どのように定められたのか。車で30分以内ならば市内全域、市外も通園可能となる。

< こども福祉課長 >

計画では再編整備の具体的方策として記載し、また、優先順位を整理している。別院保育所は地元で危険個所であることへの理解をいただき取り組みを進めたい。

周知し意見を集約したい。

待機児童の定義については厚生労働省の定める定義がある旨を一般質問で答弁したものである。

< 苗村委員 >

統廃合理由の児童の減少傾向を示す将来的な入所者数の見込みは。

特に周辺部では、保育所は保育所機能だけではなく地域で果たしている役割があるはず。パブリックコメントとは別に、保育所毎に地域住民の意見を聞き、住民合意が必要と考えるが。

保護者アンケートで小規模保育を肯定する意見があったとのこと。小規模保育のメリット、デメリットとは。

< 健康福祉部長 >

本市の少子化は厳しく進んでいる。10年間で15%以上の少子化傾向であり、市内全域の傾向である。一方で保育所入所数は10%程度増加している。女性の就業率の上昇が入所希望数の増加として現出していると考ええる。

国の次世代育成後期行動計画では数値の見込みは必要とされておらず、アンケートによる利用希望数を基礎とするとされている。それによると潜在的な需要と今後の増加が見込まれる。本市においても主に都市部で希望増加の傾向が見られる。単純に入所見込数としての積算は困難である。ただし周辺部においては過去20～30年を単位として減少の傾向が見て取れる。

公立も私立と同様に児童福祉法に基づく認可保育所としての基本的な役割がある。さらに障害児、虐待等の特別な支援を要する児童や家庭をサポートする役割を公立は有すると考える。私立の保育単価にはこれらの役割は考慮されておらず、財政的にも厳しいであろう。また、行政は福祉等の関連部門を有しており連携し易い体制がある。地域の子育て支援の役割として、公立保育園が立地していない地域でも出前広場等を行っている。市全体の就学前教育、保育の中核的な役割を公立が果たしていかななくてはならないと考えている。これまでからその役割を一定は果たしてきたし、今後強めていかななくてはならない。

計画自体についてのパブリックコメントとともに、実施段階において具体的な説明をそれぞれの地域で行う必要があると考えている。

保護者アンケートでは率直な意見を頂けたと考えている。

小規模のメリットは一人一人に目が行き届きやすいこと、デメリットは一定の年齢に達したときに集団で生活することによる経験、成長が得られにくいことであろう。現状では異年齢によるクラス編成を行い集団性を維持している所もある。

< 苗村委員 >

今の説明では統廃合の必要性が理解できない。特に周辺部の入所見込み状況等を十分に把握すべき。公共施設の統廃合は周辺部の過疎化を助長しかねない。パブリックコメントによる保育所毎の地域住民の合意が大切。異年齢の合同保育によって小規模のデメリットを補われているのならば統廃合の決定的な理由とはならない。財源問題が統廃合の大きな動機ではないか。

< 健康福祉部長 >

周辺部の環境整備の面から指摘された苗村委員の意見もまちづくりに対する考え方の一つであると感じている。

検討会議の報告書で示された4・5歳児1クラス10人という基準は極めて少ない数であると考えている。他自治体の統廃合例を見ても10人の基準は非常に少数といえる。地域の施設として維持をしながら、分園制等で集団性が必要とされる年齢については対応していく案を持っている。

こどもの発達を最重点に考えているが財源問題も無視できない。平成16年から公立保育所の運営、施設整備に対する補助金が廃止されている。国の補助金の対象は民間のみである。市民全体としての財源負担も配慮する必要がある。

< 苗村委員 >

統廃合予定の保育所が現に地域で果たしている役割は把握しているのか。

< 健康福祉部長 >

市が数値として把握できているものだけではなく、実際に地域に出向き話をすることによって把握できる部分が多いと考える。

< 吉田委員 >

公立保育所の再編整備の必要性は理解できる。個人的にはさらに民間が担う部分を拡大すべきと考えている。国の補助金制度等からもそのように感じる。

障害児保育等の公立保育所が担っている役割は民間では担うことができないものか。

市全体の状況から総論としての統廃合は地域住民にも一般的に理解されることであろう。しかし、地元住民は地域の公共施設として強い思いを有することも予想されるが説明の用途は。

< 健康福祉部長 >

保育所としての基本的な役割は民間と公立で変わらない。しかし、障害児保育を例にすると、民間保育園の運営に必要な経費は年齢や人数を基に保育単価として積算され市を通じて補助される。しかし、その積算には障害児保育のために保育士を増員する必要性等は考慮されていない。支援を要するこどもの有無は考慮されない。しかし、実際には保育士を加配しないと支援を要するこどもは集団保育に参加することが困難である。市では単費で障害児保育推進のため民間保育園に補助をしているが、財政的には民間保育園は厳しく感じている。従って障害等の困難な事情を有するこどもは公立保育園の割合が高くなる。また、虐待の通報数も公立の方が多数である。民間保育園の意識が低いというわけではなく、様々な事情のなかで、現実として公立は一定の役割を果たしていると考えている。

また、公立と民間では保育士の平均年齢で8歳の差がある。保護者対応等も含めてベテラン保育士の役割は大きい。

保護者にはこどもの保育環境として望ましい環境を考えていただきたいと思う。また、地域役員にとっては地域の公共施設として思いが強いことは理解している。保育所だけの問題ではなく、地域の振興と公共施設の配置の課題としてトータルで捉え、地域住民も真剣に考えていただきたい。財政の課題もある。

< 吉田委員 >

障害児保育については公立保育所を維持するのか、民間保育園への補助を拡大するか検討すべきであろう。虐待通報について、民間保育園が少ない理由は別途追求すべきであろう。ベテラン保育士の必要性は理解できる。

集団保育の観点からは1クラス10人は少ないのではないかと。

また、地域の施設に対する地域役員の思いは強い。かわりに他の施設を設置するというわけではないが、子育ての環境が失われることに対しての一定のケアが必要と考えるがどうか。

<健康福祉部長>

統廃合により施設が廃止される4箇所については、最も必要で相応しい跡地の利用方法について、地元中心に議論願いたい。

また、跡地等を利用し出前広場事業等で地域の子育て環境を支援していきたい。

<中澤委員>

計画案には対象保育所が明示されている。案として整理されたからには、地元や保護者等の関係者から理解を得るために、一定の協議など経過があったと考えるが。

財源の問題を考えると民間へシフトしていく方向性であると考えられる。

また、教育との関係から十分考える必要がある。特に周辺部では小中学校の児童生徒数の減少という現実を踏まえる必要がある。幼保小中と一体となって考える必要がある。本計画は保育所のみではあるが、行政として一元的に取り組む必要がある。

<健康福祉部長>

基本的には行政のみで計画策定を進めた。地元からは、内容よりも手続きの点から意見があると考えている。今後丁寧に説明する必要がある。

民間へのシフトの流れがある。また、国から地方へ流れがある。いずれ権限も財源も市へ移譲され、市が様々に決定していかなければならない状況になると考えている。

本梅、東本梅の統合に関しては「子ども・子育て支援新制度」において幼稚園と保育所を合わせた施設を検討することとしている。しかし、市街地については既存の民間保育園もあることから、全体を認定こども園型に誘導していくことは難しいと考えている。周辺部において幼稚園教育の機会に恵まれない環境において公立が併せ持った機能を整備するとして、まず西部地域で研究するということである。

<中澤委員>

就学前全体の見通しとともに、幼保小中全体のビジョンで整備すべきであろう。

<健康福祉部長>

平成22年度から国の制度として、全てのこどもの保育要録を小学校に送っている。また、教育研究所が保育所・幼稚園・小学校合同の研究会を平成23年から設置している。保育所・幼稚園の連携は以前から設けており、現場レベルでの連携は確保できていた。今後は公立と民間との連携も重視していく。

<竹田委員>

地元の理解を得るために、統廃合される地域に何らかの振興策が為されることと考える。方針等を定められれば随時報告願いたい。

<健康福祉部長>

統廃合により最も大きな課題は送迎であろう。民間ならばバスを巡回しているが公立は行っていない。統廃合により特に大きな影響が生じる場合には対応していく必要があるとも考える。また、地域に必要とされる公共施設については十分検討する必要がある。

<山本委員>

保護者アンケートでは現状のまま継続を求める意見が多かったにもかかわらず、行政は統廃合の方針をまとめた。特に別院は施設が廃止される。特に保護者への

説明と対応が必要。実施段階においては送迎を含め保護者の要望を把握して対応すべき。

<健康福祉部長>

十分に意見を聞き対応していきたい。

<立花委員>

本梅・東本梅は公立の認定こども園として新設するのか。

待機児童がないとの答弁であるが、現実には希望する保育所に預けられず、待機児童は存在している。民間園も合わせて整備を考える必要がある。

<こども福祉課長>

市内でも地域によって状況に差があり、特に篠を始めとする東部地域で希望する保育園に入所できない状況がある。それらは国の補助金の関係等から民間保育園の定数を拡大することにより対応しており、年次的に整備している。待機児童については市全体を国の定義に基づき整理すると存在しないことになる。しかし、現実的に希望する園に入所できない課題があることは認識しており早期に解決したいと考えている。

法の関係もあり現時点では断定的な説明は控える。

<山本委員>

本梅・東本梅で新設の認定こども園では入所条件として保護者の就労の有無はどのように整理されるのか。

<こども福祉課長>

新制度のなかで、保育所、幼稚園両方の機能を有する施設として整備していきたい。就労に関係なく入所できる施設である。

<山本委員>

別院保育所廃止に伴う分園について実施場所等は。

<こども福祉課長>

具体的には未定である。地域の公共施設の活用を考えている。

<健康福祉部長>

本梅・東本梅は公立の認定こども園として設置する考えである。周辺部への民間の進出意欲は低いと認識している。先導的に行政が行うべき部分かとも考える。内部でも議論の過程ではあるが。また就労時間等の保育の実施基準は従前より緩和されるが詳細が示されていないので現時点では詳細は不明である。

また、別院では低年齢のこどもを対象に分園として地域の中で場所を確保して運営していきたい。

<竹田委員>

就労状況に関わらず、障害を持つこどもに集団保育を施したいと望む保護者がある。「保育に欠ける」から「保育を必要とする」に定義がかわるならばどのように対応するのか。

<健康福祉部長>

以前から多く要望を受ける内容である。しかし、認可保育所としての基準に基づき運営していることから、保護者の就労条件や医療が必要とされるこどもの場合など、全ての障害児を受け入れられるわけではない。

<竹田委員>

就労要件は大きな課題である。

<酒井副委員長>

計画の策定方法として、個別のニーズを積み上げるのではなく、こどもに資すること、市全体を考えて計画し市民と対話する方法がこれからは必要と感じた。

公立保育所の役割として支援の必要なこどもや、虐待の通報等が上げられたが、私立でも公立と同様の対応が出来るよう引き続き努力を続けられたい。  
また、公共施設の再編整備として考えると、保育所の代替として新たな施設を地域に設置するのではなく、市全体での必要性を考えるべきである。感想。

< 苗村委員 >

報告書でも地域の理解が必要と記載されている。地元への説明はこれからであるが、地元の意向によっては計画の変更もあり得るのか。

< 健康福祉部長 >

地域住民としては地元で公共施設があり続けることを望む思いもある。行政はこどもの保育環境維持、市の財政状況等から方向として再編整備計画をまとめた。計画に反対されるならばどのような代替案があるか、逆に問いたいと考える。経費をかけて現状のまま維持することは他の多くの市民の理解を得られにくいと考える。総合的に考えて判断していくことが責任ある市民として求められる時代であると考えている。

< 眞継委員長 >

計画策定の手続きは従来の方法と大きく異なるとのこと、注目していきたい。また、年次計画を現時点では説明できない理由は理解できた。今後も適切な時期に議会に説明され、その場で我々も意見を述べていきたい。公共施設の整備と考えると単に健康福祉部内での優先順位だけではなく、市全体、まちづくりとして捉える必要がある。行政は所管の枠内のみで考えてしまいがちだが視野を広げて検討されたい。そのような意見交換をできる場を持っていきたい。

3 その他  
なし

散会 ~ 11 : 47